

## ★ 申請の対象となる団体

### 1 団体が次のいずれかに該当すること

- (1) 県又は市町村
- (2) 知事・警察署長・市長村長から防犯活動の委嘱を受けた団体
- (3) 知事・警察署長・市長村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体
- (4) 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号の一般社団法人又は一般財団の法人
- (5) 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法第10条第1項の法人
- (6) 地方自治法第260条の2第1項の市長村長の認可を受けた地縁による団体
- (7) 上記(1)～(6)と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
- (8) 上記((1)～(7)のいずれか)から防犯活動の委託を受けた者

### 2 継続的な自主防犯パトロール(週1回以上)が認められること

- 3 パトロールを実施する者が青色防犯パトロール講習を受講している等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。  
活動開始後も、パトロール実施者は概ね3年が経過するまでの間に再度受講をしてください。

### 4 青色防犯パトロールを、次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること

- (1) 青色回転灯は自動車の屋根に1個または1体のみ装着(マグネット等による着脱可能な取付けも可能)して使用すること
- (2) 青色防犯パトロール中以外では、回転灯を点灯させないこと
- (3) 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること
- (4) 使用する青色回転灯は、点滅して発光するものではなく、回転して発光する構造であること
- (5) 青色防犯パトロール中は、警察本部長から交付を受けた標章を自動車の後ろから見えるように掲示すること
- (6) 青色防犯パトロール中は、警察本部長から交付を受けたパトロール実施者証を携行すること
- (7) 青色防犯パトロールを実施する地域は、証明書に記載された地域に限ること